町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業の実施方針に対する意見・質問等への回答

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見·質問 | 回答 |
|------|--------------------------------------|----|----|---|--|---|
| 実施に関 | 関する方針 | | | | | |
| 1 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 3 | | 第1 特定事業の選定に関する事項 1 特定事業の選定に関する事項 (7)事業期間等 | 施設整備期間について、「適正な工期の設定」にご配慮お願いいたします。町田市の重要なインフラ施設となる本事業には、地元企業としても積極的に参画し、現場施工の立場から主体的に事業の品質を確保したいと考えております。「改正公共工事品質確保法」おいても明記されている通り、公共工事において適正な施工を確保するには、適切な工期の設定は不可欠です。不十分な工期の中で現場の施工に悪影響が生じるような事態に陥らないようにご配慮願います。 | 頂いたご意見をもとに施設整備期間について調査を実施 し、入札公告時にお知らせいたします。 |
| 2 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 7 | 06 | び選定に関する事項 3 総合評価の方法 | | 契約方法を総合評価方式とすることや低入札価格調査制度を導入するなど、ダンピング受注防止対策を講じることを予定しております。 また、予定価格については適正に設定していきます。 |
| 3 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 9 | 14 | | 「協力企業については、町田市内に本店を有する企業(以下「市内業者」という。)を積極的に活用すること。」とありますが、下請けとして事業参画を図っても、地元企業の活用は結果的に担保されないと考えています。例えば、受注した大手ゼネコンは、とにかく安く発注できればよいと考え、そのことを理由に他地域の企業と契約し、結果的に地元企業が主体的にプラントメーカーとパートナーとして事業参画してゆくには、元請JV企業の1社として町田市内に本社のある地元の建設業者が確実に入札参加できるような「入札参加資格要件」としていただく事が必要と考えております。下記に他市における入札参加資格要件の一部事例を示しましたが、ほとんどの自治体で強く地元企業の主はしより、技術と経営に移りの言語体で強く地元企業の活性化に繋げられる様に格段のご配慮お願いします。記 富山県 高岡地区広域圏事務組合入札参加者は、プラント施工事業者(①メーカー)、資格審査申請時において、建設業法に基づく建築一式に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,500点以上の建設事業4(②大手ゼネコン)、構成市内に本社若しくは本を営事項審査結果の総合評定値が720点以上の建設事業者(③地元業者)で構成する3社以上の建設共同企業体とし、代表企業はプラント施工事業者とする。 | の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針」及び「一般 競争入札に係る入札参加資格要件のガイドライン」に基づ き設定します。 |
| 4 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 1 | 19 | (イ) バイオガス化施設 | バイオガス化施設の計画処理量が約18,000t/年に対して、 (施設規模50t/日)と(稼働日数350日/年)を掛け合わせた 処理量(17,500t/年)が不整合となります。計画処理量の考 え方をご教授願います。 | 計画処理量は、50トン/日としております。 18,000トン/年は概数です。 |
| 5 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 3 | 14 | (7)事業期間等 | 熱回収施設の整備期間が2021年6月末日となっておりますが、2021年12月末日までご延長いただけないでしょうか。また、既存工場棟解体工事、既存工場棟の跡地整備工事も2023年12月末日から2024年6月末まで延長いただきたく思います。現状において首都圏周辺では特に労働者不足が深刻化しており、労務費を上げても必要な技術者が集まらない状況です。また、工事のピーク時期はオリンピック開催によるインフラ投資や都心部の再開発事業とラップする為、工程遵守が困難となる事が懸念されます。よって、現状をご配慮頂いたうえで建設期間の設定をお願い致します。 | |
| 6 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 12 | 10 | イ施設整備業務に関する 要件(サ) | | |
| 7 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 13 | 6 | (2)特別目的会社の設立 等 | 「落札者は…、町田市内に本店(本社)を置くこと。」とありますが、本店を運営開始時より熱回収施設等内に設けてもよろしいでしょうか。 (当該施設外に本店を設けることで発生する家賃等の費用を削減することができ、最終的には貴市の事業費削減に繋がると思料します。) | 原則として運営業務委託の範囲内で、本施設内に設置す ることは可能です。 |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見·質問 | 回答 |
|-----|---|----------|----|--|--|--|
| | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 17 | 5 | 建設場所 | 既存工場棟や余熱利用施設など本事業に関連する施設内 部を見学する機会を設けていただけませんでしょうか。 | 入札公告後、施設内部を見学して頂く機会を設定する予 定です。 |
| 9 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 2 | 3 | 市と民間事業者の業務範 囲 用地整備業務 事業用地準備 | 用地整備業務の事業用地準備の段階で、土壌汚染調査が必要となった場合、要求水準書(案)3頁28行の記載に基づき、貴市が実施すると理解して宜しいでしょうか。 | 要求水準書に記載の通り、土壌汚染調査については、事業者の事由による場合を除き、市の所掌で実施致します。 |
| 10 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 2 | 9 | 市と民間事業者の業務範 囲 施設整備業務 事前調査 | 施設整備業務の事前調査の段階で、土壌汚染調査が必要となった場合、要求水準書(案)3頁28行の記載に基づき、貴市が実施すると理解して宜しいでしょうか。 | 質疑9に記載の通りです。 |
| 11 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 2 | 15 | 市と民間事業者の業務範 囲 施設整備業務 設計 | 「設計段階での周辺住民への説明」の業務範囲が事業者とされていますが、本事業の公共性より、住民説明は貴市が主体的に実施し、事業者は説明への協力及び説明資料の作成を行うものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 12 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 2 | 20 | 市と民間事業者の業務範 囲 施設整備業務 建設 | 「敷地周辺インフラ整備(電気)、受電引込ケーブル位置変更 (敷設替え)」の業務範囲が事業者とされていますが、特別高 圧線引込工事に係る工事費負担金については、「要求水準 書(案)p5 表-1-1 電気」に記載がありますように、貴市の ご負担と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書の記載の通りです。 特別高圧引込線引込みに関わる東京電力㈱への工事費 負担金は市による負担です。なお、「要求水準書(案)P85 4.3.電気設備(1)」「特別高圧受電設備に・・・整備するこ と。」とあるように事業地内での特別高圧ケーブル敷設に 伴う整備については、事業者による実施となります。 |
| 13 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 3 | 21 | 市と民間事業者の業務範 囲 運転管理業務 試運転・引き渡し | 「負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用」が事業者の業務範囲となっておりますが、「要求水準書(案)p138 第4編 第2章 22.2.運転指導(3)」では、「処理対象物の提供に要する費用…は、市の責任において行う…」と記載があり、内容に不整合が見られます。本項目は貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書の記載の通りです。 |
| 14 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 3 | 22 | 市と民間事業者の業務範 囲 運営管理業務 試運転・引き渡し | 「試運転により発生する飛灰処理物、破砕不適物等の処分に要する費用」が事業者の業務範囲とされていますが、「要求水準書(案)p138 第4編 22.2. 運転指導(3)」では、「副生成物の処理又は、処分に要する費用は、市の責任において行う・・・」と記載があり、内容に不整合が見られます。本項目は貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書の記載の通りです。 |
| 15 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 4 | 3 | 市と民間事業者の業務範 囲 運転管理業務 処理対象物の受入 | 「料金徴収」が事業者の業務範囲となっておりますが、事業者の業務範囲は、窓口での直接的な料金徴収業務のみと 理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 16 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 4 | 11 | 市と民間事業者の業務範 囲 運転管理業務 処理対象物の適正処理 | 「事業系ごみの展開検査への協力(備考 民間事業者は口頭指導。廃棄物行政指導は、市が行う。)」とありますが、「要求水準書(案)p147 第5編 第2章 2.1. (5)搬入検査」では「市が立会いのもと、運営事業者は許可業者の搬入検査を実施する。」となっております。あくまで主体は、貴市であり、事業者は貴市の指示のもと補助作業を行うものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 17 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 別紙2 | 6 | 26 | 汚染が確認された場合の 対応工事 | 本項目が事業者の業務範囲をなっていますが、入札書及び事業者提案書の提出時点において、汚染土壌の対策工事内容を想定することは困難です。貴市調査により土壌汚染が確認された場合には、対策工事内容を貴市と協議させていただいた上で、工期及び工事費用について、協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 3 | 14 | 第1_1_(7)事業期間等 | 熱回収施設の整備が2021年6月末日まで、既存工場棟の跡地整備工事が2023年12月末日となっておりますが、熱回収施設整備を2021年12月末に、既存工場の跡地整備計画を2024年8月末まで延長いただきたく、ご検討願います。現状首都圏周辺では特に労働者不足が深刻化しており労務費で対応しても技術者が集まらない状況です。また工事のピーク時期はオリンピック開催によるインフラ投資や都心部再開発事業と重なり、工程遵守が困難となることが懸念されます。このような現状をご配慮いただき、建設期間の設定をお願いいたします。 | 頂いたご意見をもとに施設整備期間について調査を実施 し、入札公告時にお知らせいたします。 |
| 19 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 4 | 5 | 第1_1_(8)_ア施設整備費 | 施設整備業務の実施の対価を支払うとありますが、近年の 労務状況等を鑑みた予算として、みていただけると考えてよ ろしいでしょうか。 | 質疑2に記載の通りです。 |
| 20 | 町田市熱回収施設等 (仮称)整備運営事業 の実施に関する方針 | 17 | 8 | 第5_1立地に関する事項 | 用途地域変更 準工業地域から工業地域へ変更予定とありますが、、以下の防火地域、高度地区、基準建ペい率、基準容積率の変更の記述がありません、用途変更に伴うそれぞれの変更予定はありますでしょうか。 | |
| 要求水 | 準書 (案) | | | | メタン発酵設備で発生したバイオガスはガスタービンまたは | |
| 21 | 要求水準書(案) | 22 77 | | 1.2.運転計画 2.2.プラント設備計画 | ガス機関発電機で利用することとありますが、燃料電池等他方式での発電設備の設置、もしくはバイオガス化施設単独での発電設備の設置ではなく、施設全体で発電量を最大化するような設備の提案は可能でしょうか。 | 総合的に効率の上昇する提案であれば、事業者提案として構いません。 |
| 22 | 要求水準書(案) | 5 | _ | 5.ユーティリティー条件 | 新規施設整備に伴い、新たに特別高圧電線を東京電力株式会社殿にて敷設する計画(引き込みは受託者)となっていますが、敷設の遅延等受託者に起因しない事象により工期の延長が必要となった場合、工期遅延については免責事項とさせていただけますでしょうか。 | 事業者の責めに帰すべき事由によらない工程遅延については、免責事項となります。 |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見·質問 | 回答 |
|----|----------|----|----|---|---|---|
| 23 | 要求水準書(案) | 2 | 18 | 2.2.施設整備業務 (2)建設業務 ②既存施設の管理棟等の 解体撤去工事 ⑤既存施設の工場棟等の 解体撤去工事 | | ②既存施設の管理棟等の解体撤去工事の際には、管理棟、花の家、町田市立室内プール等周辺施設に関連する機能移転(引越し等)及び、切り回し工事については、施設整備業務開始前に市の所掌で実施します。(計画図を提示します。)なお、施設整備業務開始後における町田市立室内プールへの蒸気管の切り回し工事につきましては、必要に応じて事業者に実施願います。 ⑤既存施設の工場棟等の解体撤去工事の際には、機能移転(引越し等)は市の所掌で実施します。 |
| 24 | 要求水準書(案) | 5 | 8 | 5. ユーティリティ条件 表1-1ユーティリティ条件 電気 | 「別添資料を参照」とありますが、資料を開示いただけます でしょうか。 | 協議結果は「別添 I -5-2 電気引込予定図」のとおりです。 |
| 25 | 要求水準書(案) | 6 | 5 | 5. ユーティリティ条件 | プールからの排水について、水質データ及び年間総排水量 を開示願います。 | プールからの排水の年間総排水量は14,366(㎡/年)(2014年度実績)です。なお、水質データはありません。 |
| 26 | 要求水準書(案) | 6 | 13 | 5. ユーティリティ条件 | 井戸水の水質データを開示願います。 | 井戸水の水質データについては、町田市ホームページ(町田リサイクル文化センターの維持管理情報)をご確認ください。該当項目は上流地下水になります。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 9 | 34 | 2.2 燃やせないごみ・粗大ごみ | 燃やせないごみの収集袋の容量、粗大ごみの最大寸法を ご教示願います。 | 燃やせないごみの収集袋の容量、粗大ごみの最大寸法については、町田市ホームページ(町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例)をご確認ください。 |
| 28 | 要求水準書(案) | 10 | 17 | 4.3 不燃・粗大ごみ処理施 設の計画処理量 | 不燃・粗大ごみ処理施設 47t/5hのうち不燃ごみ、不燃粗大ごみ、可燃粗大ごみの割合をご教示願います。また、それぞれの組成割合(鉄・アルミ・残渣等)をご教示願います。 | 施設整備計画で作成した予測数値(t/年)内訳は以下のと |
| 29 | 要求水準書(案) | 10 | 18 | 5. 計画ごみ質条件 | バイオガス化施設の計画ごみ質は、熱回収施設(焼却施設)の計画ごみ質や貴市公開資料等をもとに、各社の想定により計画ごみ質を設定するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 30 | 要求水準書(案) | 12 | | 表-1-4 場内車両 収集車両(可燃・粗大・資源) | 収集車両(可燃・粗大・資源)約260台/日について、車両種別(パッカー車、トラック等、10tアームロール車)毎の内訳がありましたらご教示願います。 | 入札公告時にお知らせいたします。 |
| 31 | 要求水準書(案) | 12 | 21 | 7.2. 総職員数 表1-5 総職員数 | 利用人数の目安 約200人とありますが、収集車両職員等も含まれていると考えてよろしいでしょうか。 総職員数200名の内訳をご教示願います。 | ご理解の通りです。 総職員数200名の内訳は、収集車両職員が約70名、事務 職員・家具再生販売職員等は約130名を予定しておりま す。 |
| 32 | 要求水準書(案) | 14 | 4 | 8.1 排ガス排出基準(保証 事項) | 排ガス排出基準値の遵守及び、確実な用役費(排ガス処理薬剤)の算定のためにも、既設焼却炉における発生有害ガス濃度の情報があればご提示願います。もし、情報をお持ちでない場合、事業者側の負担にて排ガス測定の実施を行うことをご承諾願えませんでしょうか。 | 排ガス中のダイオキシン類及びばい煙濃度については町田市ホームページ(町田リサイクル文化センターの維持管理情報)をご確認ください。 |
| 33 | 要求水準書(案) | 14 | 12 | 8.2.残さ等溶出基準 | エコセメント化施設にて、ナトリウム系薬剤(重曹)を含んだ灰の受入を制限される事はないとの理解でよろしいでしょうか。また、エコセメント化施設にヒアリングを行う機会を設けていただけないでしょうか。 | ナトリウム系薬剤(重曹)の含有については、エコセメント化施設を管理する東京たま広域資源循環組合と市で調整していきます。 |
| 34 | 要求水準書(案) | 14 | 12 | 8.2.残さ等溶出基準 | 主灰搬出装置のふるい等で選別された150mm以上の資源 化不適物の処理運搬は貴市所掌と考えてよろしいでしょう か。 | 受入ごみ質に起因するものについては市の所掌と致しま す。 |
| 35 | 要求水準書(案) | 14 | 00 | 8.2. 残さ等溶出基準 (2)熱回収施設(焼却施 設)の焼却残渣が受入中 止の際の措置 | 「エコセメント化施設での・・・・・他の施設で処理すること。」 とありますが、事業者が他の施設と直接契約する事ができない為、提示された基準を遵守することが事業者の責任と 考え、処理運搬は貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 36 | 要求水準書(案) | 22 | 26 | 1.2. 運転計画 (7) | 「1炉停止時も売電可能な計画とする。ただし、共通設備についてはこの限りではない」とありますが、共通設備とは、熱回収施設共通設備、バイオガス化施設、不燃・粗大処理設備などを指すと考えればよろしいでしょうか。 | 焼却施設及びバイオガス化施設の共通設備を示します。 |
| 37 | 要求水準書(案) | 30 | 5 | 験方法 | 保証値として、消費電力及び燃料使用量は実施設計図書に記載する使用量の120%以下、水及び薬剤使用量は実施設計図書に記載する数値以下との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 38 | 要求水準書(案) | 32 | 30 | 験方法(バイオガス化施 設) 2 排ガス 窒素酸化物 | 排ガス窒素酸化物の性能保証値150ppm(目標)とありますが、「目標値」の意味をご教示願います。 遵守すべき数値としては、大気汚染防止法で定められた基 準値(例:ガス機関の場合、酸素濃度0%換算値にて600ppm 以下)と考えてよろしいでしょうか。 | 遵守すべき数値としては、大気汚染防止法等で規定された基準値です。 「目標値」とは、法定規制以下で安定した運転管理の指標です。 |
| 39 | 要求水準書(案) | 46 | 31 | 1.4. 熱回収施設等の建設 工事 (1)造成・整地工事 ①既存樹木の伐採等 | 造成範囲にあるモニタリング井戸は、継続して使用するため 存置すると記載されていますが、位置及び井戸の構造をご 教示下さい。 | |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見·質問 | 回答 |
|----|----------|----------|------------------|---|--|---|
| 40 | 要求水準書(案) | 53 | 1 | 1.4. 熱回収施設等の建設 工事 (4)ストックヤード棟の建築 工事等 | ストックヤード棟は3棟ありますが、それぞれの利用目的に ついてご教示願います。 | ストックヤード棟は大きく2棟としています。資源化物の積み替えや搬出まで等の一時保管と、年末年始等の粗大ごみの収集・持ち込み量が一時的に増大した際に、一時保管を行うことを予定しています。 |
| 41 | 要求水準書(案) | 53 | 38 | 2.3. 躯体構造(3) | 構造体 II 類(耐震重要度係数1.25)のご指示があるため、エ 場棟の躯体構造は建築基準法ルート3(保有水平耐力計 算)による設計として宜しいでしょうか。 | ルート3による設計として構いませんが、特定行政庁に確認して進めてください。 |
| 42 | 要求水準書(案) | 58 | 33 | 3.2. 建築機械設備 (8)換気設備 | 高温放散機器を設置する室は、夏季の室内温度差∆ t= 12°C以下(各階とも)として換気量を計算する、とありますが、要求水準書(案)30頁の性能保証事項に記載のとおり、機械関係諸室内温度については、外気温33°Cにおいて42°C以下(機械関係諸室局部温度48°C以下)として換気量を計算するとの理解でよろしいでしょうか。 | 58頁の記載内容は建築設備に関する仕様であるため、プラント設備に関する仕様は表2-1、2-2および2-3に記載の性能保障事項をご参照下さい。なお、性能保障事項については、電気関係諸室の平均温度は28℃以下とし、機械関係諸室の平均温度は外気温+7℃、局部的な最高温度は外気温+13℃とする方針で、入札公告時にお知らせいたします。 |
| 43 | 要求水準書(案) | 61 | 29 | | 「既存施設における計量機カードが継続利用できるものを前提とする」「既存システムの改造を行う事なく整合が図られるものとし」とありますが、既存施設及びリレーセンターみなみ、剪定枝資源化センターのごみ計量機及びシステムに関する資料を開示願います。 | 入札公告時にお知らせいたします。 |
| 44 | 要求水準書(案) | 65 | 16 | 1.2. プラント設備計画 (2)受入供給設備 ①ごみ投入ホッパ・シュート | 医療廃棄物、感染性廃棄物の計画搬入量をご教示願います(例:専用容器で〇箱/日、等)。また、専用容器の想定寸法をご教示願います。 | 医療廃棄物、感染症廃棄物の計画搬入量及び専用容器 の寸法は規定しません。 |
| 45 | 要求水準書(案) | 70 | 4 | 1.2. プラント設備計画 (6)余熱利用設備 ③敷地外既存施設(町田 市立室内プール)への余熱 供給 表-2-5 余熱供給状況 | 年間最大需要量201,333GJ/hは熱交換器容量に比べあまりに大きく誤記ではないかとお見受けします。数値の確認をお願いいたします。また、熱交換器(装置容量407kW)の仕様に関する参考資料があればご開示願います。 | 年間最大供給量(熱量)は、 約19,000GJ/年に訂正致 します。なお、既存施設での近隣施設への低圧蒸気供給 量及び圧力は以下のとおりとなります。 条件 蒸気供給量 約7,000トン/年 圧力が0.77MPa |
| 46 | 要求水準書(案) | 70 | 32 | 1.2. プラント設備計画 (7)通風設備 ③風道・煙道 | 「原則として、(中略)材質は耐硫酸露点腐食鋼製」とのご指示がありますが、硫酸露点腐食の恐れがない風道については、SS400を採用させていただいてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 腐食などの支障がなければSS400を採用することは差し支 えありません。 |
| 47 | 要求水準書(案) | 72 | 15 | 1.2. プラント設備計画 (8)灰出し設備 ③飛灰貯留槽 | 飛灰貯留槽は、基準ごみ時に2炉運転時の発生飛灰量で3 日分以上を有する容量にて決定するという理解でよろしいで しょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 48 | 要求水準書(案) | 74 | | 2.2. プラント設備計画 (2)受入供給設備 ④生ごみピット | 燃やせるごみピットの有効貯留容量を7日分確保することにより、施設へのごみ受入れに対して十分な貯留容量を確保できるものと考えます。従いまして、生ごみピットにつきましては、機器メンテナンスを考慮した必要貯留容量(日数)を事業者にて提案させて頂いてよろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 49 | 要求水準書(案) | 74 | | 2.2. プラント設備計画 (2)受入供給設備 ⑤生ごみクレーン | バイオガス化施設用に生ごみクレーンを1基設置するようご 指示があります。ごみピットと生ごみピットの配置によって は、ごみクレーンと生ごみクレーンを別に設けることで、反っ てごみの撹拌やホッパ投入時のクレーンの動きに支障が出 る恐れがあります。 つきましては、クレーンの運転性能や運用の面で支障がな いことを前提に、ごみクレーンとの兼用を提案させていただ いてよろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 50 | 要求水準書(案) | 75 | | 2.2. プラント設備計画 (3)前処理設備 ②選別装置 | 水洗による選別装置内部の洗浄は、装置内に布類が絡みついた場合等は対応が困難であり、また、選別ごみの水分増加の原因となります。装置内部清掃の考え方は事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 51 | 要求水準書(案) | 76 | 13 14 , 20 | 2.2. プラント設備計画 (4)メタン発酵設備 | 発酵槽内は嫌気性雰囲気であるため、発酵槽・攪拌機・槽 内配管・槽内取付金物の鋼材の腐食はございません。材質 については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 52 | 要求水準書(案) | 76 77 | | 2.2. プラント設備計画 (5)バイオガス利用設備 | バイオガスが流れる配管、装置の内部は嫌気性雰囲気であるため、バイオガス配管・脱硫装置・ガス貯留槽設備・余剰ガス燃焼設備の鋼材の腐食はございません。材質については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 53 | 要求水準書(案) | 77 | 7 | 2.2. プラント設備計画 (5)バイオガス利用設備 | 予備管とは、将来的にバイオガス利用先を追加する可能性を考慮して設置するものであり、ガス貯留設備出口ガス配管用の管台を閉止フランジ取付にて1箇所追加するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 54 | 要求水準書(案) | 80 | 3 | 3.2. プラント設備計画 (1)設備概要 | 燃やせないごみ・粗大ごみを回転破砕・選別後、木質系を チップとして選別する旨記載がありますが、木質系の選別回 収方法等につきましては事業者提案とさせていただいてよ ろしいでしょうか。 | 事業者提案として構いません。 |
| 55 | 要求水準書(案) | 80 | 7 | 3.2. プラント設備計画 (1)設備概要 | 「…本事業計画地内に一時貯留できる予備のストックヤードを確保すること」とありますが、P.53の「(4)ストックヤード棟の建築工事等」に記載のストックヤードと同一のものとの考えで宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 但し、ストックヤード棟については、既存工場棟跡地となる ため工場棟解体後の建設となります。 |
| 56 | 要求水準書(案) | 83 | 1 | 3.2. プラント設備計画 (8) 集じん装置・脱臭装置 | VOC対策について、想定される排出基準がありましたらご指示願います。 | 室内濃度指針値(厚生労働省のガイドライン)、作業環境 評価基準(労働安全衛生法)などです。 |
| 57 | 要求水準書(案) | 83 | 14 | 3.2.プラント設備計画 (9) 防爆・消火設備 | 「中央制御室は、可動式モニタなどで、不燃・粗大ごみ処理 施設を監視できるものとする。」とありますが、可動式モニタ とはどのようなもの想定されているのでしょうか。 | 一般的な液晶モニタなどを予定しています。 |
| 58 | 要求水準書(案) | 84 | 16 | 4.1. 給水排水処理設備 (1)給水設備 | 生活用、プラント用の各受水槽、高架水槽は、維持管理性 を考慮し、必要に応じて二槽式とするものと考えてよろしい でしょうか。 | メンテナンス等による断水時の対策について、適切な提案 がされていれば問題ありません。 |
| | - | - | | | | - |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見·質問 | 回答 |
|----|----------|-----|----|--|--|--|
| 59 | 要求水準書(案) | 84 | 16 | 4.1. 給水·排水処理設備 (1)給水設備 | か、非吊用電源により停電時でも桁小り配と9ることによ | 停電時(ブラックアウト)における非常用電源による給水は問題ありません。なお、合せて全停電作業時(保安規程に基づく電気設備点検)等事故によらない停電時の給水についても考慮した提案をしてください。 |
| 60 | 要求水準書(案) | 84 | 19 | 4.1. 給水·排水処理設備 (2)排水処理設備 | 排水処理設備容量算定のため、年間及び1日の平均洗車台 数をご教示願います。 | 収集車で約20台/日 約6,220台/年間です。 |
| 61 | 要求水準書(案) | 84 | 19 | 4.1. 給水·排水処理設備 (2)排水処理設備 | 収集車の洗浄は車両外部の洗浄を主に行われる計画でしょ うか。(荷台内部の洗浄を行われますでしょうか) | 荷台内部の洗浄も行います。 |
| 62 | 要求水準書(案) | 87 | 15 | 4.3. 電気設備 (7)高調波対策設備 | 「…インバータ盤は、原則として炉室等の現場には設置しない計画とすること」とありますが、インバータを内蔵した機械付属盤については機側、に設置してもよろしいでしょうか。 | 主にクレーン用・FDF・CDF・復水器用等比較的大容量については電気室等に設置を想定としていますが、現場制御盤等については、事業者提案として構いません。 |
| 63 | 要求水準書(案) | 101 | 9 | 2.5. その他の残留物 | 表-2-27残留物(想定)に灰出設備の残留物(灰)の記載がありませんが、一般廃棄物として貴市が処分されるのか、産業廃棄物として施設整備企業が処分するのか、ご教示下さい。 | 残留灰は市の所掌にて処分致します。 要求水準書に追記致します。 |
| 64 | 要求水準書(案) | 101 | 9 | 2.5. その他残留物 | 表-2-27残留物(想定)に家具・什器・図書類の記載がありませんが、貴市が処分されるのか、産業廃棄物として施設整備企業が処分するのか、ご教示下さい。 | |
| 65 | 要求水準書(案) | 125 | 8 | 1. 工事に関する共通事項(1) | 国土交通大臣指定の低振動型建設機械はバックホウ8機種、バイブロハンマー19機種のみ(平成27年3月現在)と極めて少なく、必要な機種が網羅されていません。 工事中の振動規制基準を遵守することを前提に、使用建設機械を国土交通大臣指定の低振動型建設機械に限定しないようお願い致します。 | 東京都土木工事標準仕様書の記載の通り、バイブロハンマについては、低振動型建設機械の機種を使用してください。バックホウについては、低振動型建設機械の使用の促進に努めなければならないとなっておりますので可能な限り使用願います。 |
| 66 | 要求水準書(案) | 136 | 1 | その他 | p.136の1行目に記載されている「その他」以下は「21.4. 解体工事」に関するものではないため、「21.5. その他」と読み替え、以下(5)~(19)は、(1)~(15)と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 要求水準書を修正致します。 |
| 67 | 要求水準書(案) | 139 | 12 | 1. 対象業務範囲 | 新管理棟において、貴市関係職員にて使用される消耗品・ 什器・備品類は、貴市にて管理(補充・補修を含む)されるも のと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 68 | 要求水準書(案) | 146 | 28 | 2.1. 受入供給設備の運転 管理 (2)プラットホーム内の業務 | プラットホーム内の業務に「市民持込粗大ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)の車両の誘導及び荷おろし受入れ補助業務」とありますが、市民持込粗大ごみは市民搬入室にて受入れるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 69 | 要求水準書(案) | 152 | 7 | 5. 運転管理時の計測管理 表-5-3 環境 排ガス 煙突 | 排ガスに関する煙突における計測管理項目について、1回 /3ヵ月の測定を行うご指示ですが、このうち、ばいじん、排ガス量、CO濃度については、連続監視・記録することで、1回 /3ヵ月の測定に代えるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 70 | 要求水準書(案) | 157 | 18 | 6.5. 大雪時の対応 | 積雪時、自主的に除雪作業を行うこととあります。除雪作業 は貴市と協力して行う必要がありますが、重機による除雪作 業を含め、貴市が主体になって行うものと考えてよろしいで しょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 71 | 要求水準書(案) | 4 | 17 | 第2章_3_(3)日影規制 | 日影規制4-2.5Hrとありますが、工業地域では日影規制は該当しないと思われます。用途地域が工業地域に変更となるのは、今回敷地のみで、周辺地域の用途地域に変更はないということでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 72 | 要求水準書(案) | 5 | 35 | 表-1-1雨水 | 雨水は調整池を経由した上で鶴見川へ放流するとありますが、今回工事では調整池への放流は本工事とし、以降は市工事にての整備と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 但し、既存調整池への放流は、現行の流入量となります。 土地の改変に伴う流出量の増加分は対策が必要となります。 す。 |
| 73 | 要求水準書(案) | 12 | 5 | 表-1-4場内車両 | 場内車両の記載がありますが、軌跡等の検討が必要なため、車両車両の諸元データのご提示をお願いいたします。 | 入札公告時にお知らせいたします。 |
| 74 | 要求水準書(案) | 12 | 26 | 第3章_7_7.3見学者数 | その他団体が大きく増加することを想定しておくこととありますが、想定は難しく、1団体125名を超えるような設計条件に見合わない人数が一度に集中する場合にはさまざまな影響を及ぼす可能性が考えられます。設計条件として必要であればどの程度の人数を見込んでおけばよいかご提示をお願いいたします。 | 1団体125名を超えるような場合は、日程調整等で対応するため、設計条件として見込む必要はありません。 |
| 75 | 要求水準書(案) | 21 | 28 | 第2編_第1章_1_1.1_(8) | 自由に見学できる工夫を施すとありますが、具体的な運用 や考え方についての見解をご提示お願いします。 団体以外は全く自由に館内出入りを見学可能とするのか、1 Fホール廻りのみを前提にするのか等、セキュリティや運用 計画の基本要素と考えています。 | 工場棟内の見学者の対応は、市が運営事業者と連携し見学者を誘導して行うため、団体・個人ともに自由に見学することは予定していません。一方、管理棟内は市専有部(執務スペースや消防法等の法令規制範囲)を除き、自由に見学及び使用できることを予定しています。要求水準書の表現を修正いたします。 |
| 76 | 要求水準書(案) | 21 | 28 | 第2編_第1章_1_1.1_(8) | 臨場総等に留息するとめりますが、さまさまな捉え方ができます。工場見学における臨場感について具体的にどのよう なイメージを相宗されているかご教子/ギさい | 要求水準書に記載の通り、「見学者が熱回収施設等を理解・体感できることが重要」であり、スペース、臨場感「等」と記載の通り、空間構成については提案を求めております。1例として、焼却炉や排ガス処理設備等のプラント設備が、ごみ処理の流れに沿って間近で見ることができるような見学通路という事が考えられます。 |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見•質問 | 回答 |
|------|----------------------|-------|----|-----------------------------|---|--|
| 77 | 要求水準書(案) | 21 | 37 | | 寒冷地対策とありますが、国土交通省「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」に基づけば本敷地は寒冷地、準寒冷地にも属しません。何にもとづいたものを考慮する必要があるかご提示をお願いいたします。 | 完全な寒冷地仕様とする必要はありませんが、施設の安定稼働に必要な設備等については十分な対策を施す必要があると考えております。 「官庁施設の積雪・寒冷地設計基準(東北地方整備局営繕部)」や「東北地方多雪・寒冷地設備設計要領(国土交通省)」等に基づき、配管の凍結等には十分な配慮が必要です。 |
| 78 | 要求水準書(案) | 30 | 45 | 表2-1性能保証事項19 | (1)測定場所は各有人室とありますが、必要か所数が不明です。有人となる室は全室測定するということでしょうか。 | 要求水準書に記載の通り、有人室は全室測定が必要です。見学者通路等以外の新工場棟内の有人室は事業者の計画によることになります。 |
| 79 | 要求水準書(案) | 39 | 25 | 第4章_1_1.2_(1)建築工事 関係 | 仕上塗材吹き付けは5年保証とありますが、防水工事ではないため、一般的にメーカー保障が取れないと判断します。一般的な外部仕上げ工事としての取り扱いとしていただき防水保証から除外していただくようご検討お願いいたします。 | 要求水準書の記載内容については、「防水・防食等」と修 正致します。外壁塗装工事の保証期間として5年は一般的 と考えます。 |
| 80 | 要求水準書(案) | 39 | 27 | 第4章_1_1.2_(1)建築工事 関係 | 水槽類の防食層は10年保証とありますが、防水工事ではないため、一般的にメーカー保障が取れないと判断します。一般的な内部仕上げ工事としての取り扱いとしていただき防水保証から除外していただくようご検討お願いいたします。 | 要求水準書に記載の通りです。 |
| 81 | 要求水準書(案) | 43 | 9 | 第5章_1_1.2_(1)意匠 | 事業者決定後、概ね6ヶ月以内に最終決定するとありますが、デザインの解釈はさまざま視点があります。提案内容から大きく変更となった場合の解釈の違いによるリスク負担に関しては事業者負担ではないと考えますがいかがでしょうかご教示願います。 | 事業者決定後、概ね6ヶ月以内において、提案頂いた3案の中から1案を選択するという意図であり、提案内容から大きく変更することは想定しておりません。 要求水準書の記載内容を修正致します。 |
| 82 | 要求水準書(案) | 43 | 22 | | | 質疑81に記載の通り、提案内容から大きく変更することは 想定しておりません。 |
| 83 | 要求水準書(案) | 43 | | 第5章_1_1.2_(2)_②内部仕 上げ | 内部仕上げの仕様は設計段階に協議の上最終決定するとありますが。提案内容から大きく変更となった場合の解釈の違いによるリスク負担に関しては事業者負担ではないと考えますがいかがでしょうかご教示願います。 | |
| 84 | 要求水準書(案) | 45 | 27 | 第5章_1_1.3_(2)_①緑被率 | 緑被率について、現状敷地の緑被率以上を復元することを 保証するものではないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 85 | 要求水準書(案) | 46 | 15 | 第5章_1_1.3_(5)雨水流出 抑制施設 | で想定される降雨強度値をご教示ください。また、敷地全体の許容放流量の算定根拠、及び、放流に際し、既存調整池へ放流する必要があるため、既存調整池へ | 5年確立降雨強度は、I=1200/(t^(2/3)+5) (60mm/hr)となります。 鶴見川の比流量は0.04m3/sec·haとなっております。 既存調整池への放流は、現行の流入量となります。土地 の改変に伴う流出量の増加分は対策が必要となります。 |
| 86 | 要求水準書(案) | 46 | 18 | 第5章_1_1.3_(6)フットパス ルート | を自由に散策可能な計画とするまたは時間制限の中で敷地 | 原則として既存フットパスルートと同程度を想定しています。 施設の安全管理上、施設への立ち入りが不可能な提案を してください。 |
| 87 | 要求水準書(案) | 46 | 24 | 第5章_1_1.4_(1)_①既存樹 木の伐採等 | 既存樹木の移植可能の判断は任意提案と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 3月中旬に公表縦覧される東京都環境影響評価書案を参 照の上、提案をしてください。 |
| 88 | 要求水準書(案) | 51 | 30 | 表2-4新管理棟諸室一覧 | 計画可能敷地が限定されており、1フロアでの会議室及び付 | 但し、要求水準書においては建物の高さを低減することを |
| 89 | 要求水準書(案) | 120 | 12 | | | 3月中旬に公表縦覧される東京都環境影響評価書案を参照の上、工事により影響を及ぼす可能性がある範囲を事業者にて想定し、提案をしてください。 |
| 90 | 要求水準書(案) | 120 | 18 | 第1章_1_1.4周辺施設の現 強調査等 | 周辺施設の現況調査が必要な範囲を具体的にご提示願い ます。 | 工事により影響を及ぼす可能性がある範囲を事業者にて 想定し、提案をしてください。 |
| 91 | 別添Ⅱ-1_建築計画図 (参考) | | | | 造成レベル117mとありますが提案高さを変更することが可能でしょうか。 | 南側の構内道路は現行出入り口と高さを合わせるためGL 117m、建築敷地については要求水準書では建物の高さを 低減することを求めておりますのでGL117mとし、その他 の構内道路等については、事業者提案として構いません。 |
| 92 | 要求水準書(案) 別添 I -10 | - | - | | 貴市にて実施される敷地内の蒸気管盛替え工事に関して、 盛替え後の蒸気管のルート及び位置が分かる資料を開示 いただけますでしょうか。 | 入札公告時にお知らせいたします。 |
| 93 | 要求水準書(案) 別添 I -16 | - | - | 余熱利用実績 | ご提示の使用蒸気条件に加え、プール側から工場側へ戻る 蒸気(またはドレン)の圧力及び温度をご教示願います。 | 工場側に戻る蒸気については測定していません。 |
| 94 | 要求水準書(案) 別添Ⅱ-2 | P18-2 | ı | 2)一期解体時の配置 | 既存工場棟南側の仮囲いは、既存工場棟プラットホーム壁面に接するように設置されており、その南側にある既存管理棟1階の車両通行ルートは閉鎖されています。 工事期間中の灰搬出車両等、既存工場棟を周回する車両は、既存管理棟1階の車両通行ルートは使用せず、既存工場棟のプラットホーム内を通行するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 施設整備 | 設整備請負契約書(案) | | | | | |

| 番号 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | | 回答 |
|------|------------------|----|----|--------------|--|---|
| 95 | 施設整備請負契約書(案) | 25 | 21 | 10工事記録の金舗寺/ | 「見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする」とありますが、検査に係る貴市又は監督員の旅費は「検査に直接要する費用」に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 建呂耒和 | 務委託契約書(案) ▼ | | | 1 | | |
| 96 | 運営業務委託契約書 (案) | 12 | 4 | 第27条 第1項 (2) | 「施設運営業務による要求水準書の未達への対応に要する 費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、…。)」と ありますが、原因の究明の結果、事業者に責が無いことが 明らかになった場合、「受け入れできない処理対象物を他の 廃棄物処理施設まで運搬し、これを処理する費用」、並びに 「計画外の補修等を行う費用等」の費用負担は、免責される と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 97 | 運営業務委託契約書 (案) | 21 | 9 | 第52条 第4項 | 「運営事業者は、処理不適物をごみピット投入後に発見し排除した等の理由により、排出者を判別できない場合は、破砕処理設備に搬入して処理するものとする。」とありますが、破砕処理設備にて処理可能な処理不適物のみ処理するのであり、熱回収施設等内にて適正処理が不可能なごみ(家電4品目等)については、ストックヤード等に保管するものと理解してよろしいでしょうか。なお、要求水準書(案)p147 第5編 第2章 2.1.(4)では「ただし、適正処理困難物を・・・、処理するものとする。」とありますが、本契約でいう「処理不適物」と要求水準書(案)における「適正処理困難物とは、同義と理解してよろしいでしょうか。 | 事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、ストックヤード等に一時保管し、市の所掌にて処分致します。また、「適正処理困難物」と「処理不適物」は同義となりま |
| 98 | 運営業務委託契約書(案) | 23 | 24 | 第59条 第1項 | 「ただし、要求水準の未達が不可抗力又は市の責めに帰すべき理由によることを運営事業者が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。」とありますが、事業者に帰責事由が無い場合(第三者に帰責事由がある場合等)は、固定費の減額は行われないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |